

障害者差別解消法ってなに？

～法律の概要と活用のポイント～

障害者差別解消法については、現時点で入手可能な情報により作成していますので、一部項目は見込みとなります。また、各種の法律名称については、一部で略称（通称）を用いています。

差別解消法の成立と障害者権利条約の批准まで

平成16年6月 障害者基本法改正（議員立法）

※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定

平成18年12月 国連総会において障害者権利条約を採択

平成23年8月 障害者基本法改正

※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定

平成24年9月 障害者政策委員会差別禁止部会意見取りまとめ

平成25年5月 衆議院本会議にて可決

6月 参議院本会議にて可決

※ 公布・一部施行（完全施行は平成28年4月1日）

11月 障害者の権利に関する条約衆議院本会議にて承認

12月 障害者の権利に関する条約参議院本会議にて承認

平成26年1月 障害者の権利に関する条約批准（締結）

障害者差別解消法の概要・1（第1条）

目 的

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が・・基本的人権を享有する個人として・・その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する・・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における・・差別を解消するための措置等を定めることにより・・差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく・・共生する社会の実現に資することを目的とする。

障害を理由とする差別（以下、障害者差別）の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を目的とする。

障害者差別解消法の概要・2（第1条）

参考：障害者基本法（抜粋）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害者差別解消法の概要・3（定義・留意事項）

定義

1. 障害者・・・障害者基本法の定義に基づく（障害者手帳所持者に限らない）
2. 行政機関等・・・国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（※）
3. 事業者…商業その他の事業を行う者（事業規模を問わず、営利・非営利も問わない）

※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人は事業者

留意事項

1. 事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は、本法の対象外（啓発活動を通じて対応）
2. 雇用分野については障害者雇用促進法により具体的な措置を規定

5

障害者差別解消法の概要・4（第3条～第5条）

国及び地方公共団体の責務、国民の責務

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第3条は、国・都道府県・市町村の責務として、障害者差別の解消に関する施策を策定、実施しなければならない規定（地域の実情に応じて、障害者差別解消に関する条例（いわゆる上乘せ・横出し条例）を制定することも含む）

第4条は、国民の責務として、障害者差別解消の推進に寄与するよう努めなければならない規定（努力義務規定）

6

障害者差別解消法の概要・5（第3条～第5条）

合理的な配慮に関する環境の整備

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障がいのある人からの意思表示があった場合において個別に求められる「合理的配慮」を的確に行うため、建築物をバリアフリー化する、職員に対する障がい特性理解の研修などを行うといった「環境の整備」に関する取り組みが計画的に行われるよう、一般的な責務を規定

7

障害者差別解消法の概要・6（差別の禁止）

障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でなければ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

事業者は、その事業を行うに当たり、

- ① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ② 障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でなければ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

8

障害者差別解消法の概要・7（差別的取扱い）

障害を理由とする差別の禁止（続き）

不当な差別的取扱い

1. 障害者であることのみを理由に、正当な理由なく障害者に対する商品やサービスの提供を拒否するような行為
2. 実際の場面において「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかは、個々の状況に応じて、事案ごとに判断（正当な理由が存在する場合には差別的取扱いには該当しない）

差別的取扱いを判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止など）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
2. 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

障害者差別解消法の概要・8（合理的配慮）

障害を理由とする差別の禁止（続き）

合理的配慮

1. 日常生活や社会生活における制限（暮らしにくさ）をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置（乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供など）
2. 「意思の表明」は、言語（手話も含む）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含み得る

合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合、義務は生じない

11

過重な負担を判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況
2. 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

12

障害者差別解消法の概要・9（違反への対応）

違反に対する対応

【事業者の場合】

主務大臣は、特に必要があると認める場合（障害者に対して差別行為を繰り返し行っていて、事業者自身による改善を期待することが困難な場合など）報告徴収、助言・指導、勧告を行うことが可能（報告をしなかった、虚偽の報告を行った場合には過料）

【行政機関の場合】

行政機関等で差別行為が行われた場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てや、行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより是正を図る

【法律の罰則など】

差別解消法に違反する行為自体について罰則は存在しない
私法上の効果については、民法等の一般規定（損害賠償など）に従って、個々の事案ごとに判断（最終的には裁判で判断）

13

障害者差別解消法の概要・10（基本方針）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】

障害者差別解消の推進に関する施策を総合的・一体的に実施するため、政府の施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方などを示すもの（平成27年2月24日に閣議決定！）

【内容】

- ①差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ②行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ③事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ④その他、障害者差別解消の推進に関する重要事項（障害者差別を解消するための支援措置、啓発や情報収集、見直しなど）

基本方針に即して対応要領・指針を作成

14

障害者差別解消法の概要・11（対応要領・指針）

国・地方公共団体等職員対応要領

国や地方公共団体、独立行政法人などの職員を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、それぞれの機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す（地方公共団体は努力義務）

主務大臣の定める対応指針

事業者を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す（事業分野ごとの主務大臣が作成）

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、作成後は公表することが必要

15

障害者差別解消法の概要・12（啓発活動）

啓発活動

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、地域住民の関心と理解を得るために必要な啓発活動を行う。

なお、障害者関連施設（入通所施設やグループホームなど）の立地に関し、住民の同意を要件とするなどの特別な条件付けを行わないほか、障害者差別の要因と思われる無理解や偏見などを取り除くため、障害者に対する住民の理解を深める趣旨の必要な啓発活動を行うことが適当。

16

障害者差別解消法の概要・13（相談体制）

相談及び紛争の防止等のための体制の整備

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

障害者に関する既存の相談窓口等（一例）

福祉事務所・地方公共団体の担当部局・保健所・教育委員会・法務局（地方法務局）・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）・児童相談所（療育センター）・基幹相談支援センター・都道府県障害者権利擁護センター・市町村障害者虐待防止センター など

17

障害者差別解消法の解説・14（地域協議会）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

行政機関に対して障害者差別に関する相談等をした際に、各機関が有している権限は必ずしも明らかでなく、相談等を受けた窓口だけですべてに対応することが困難

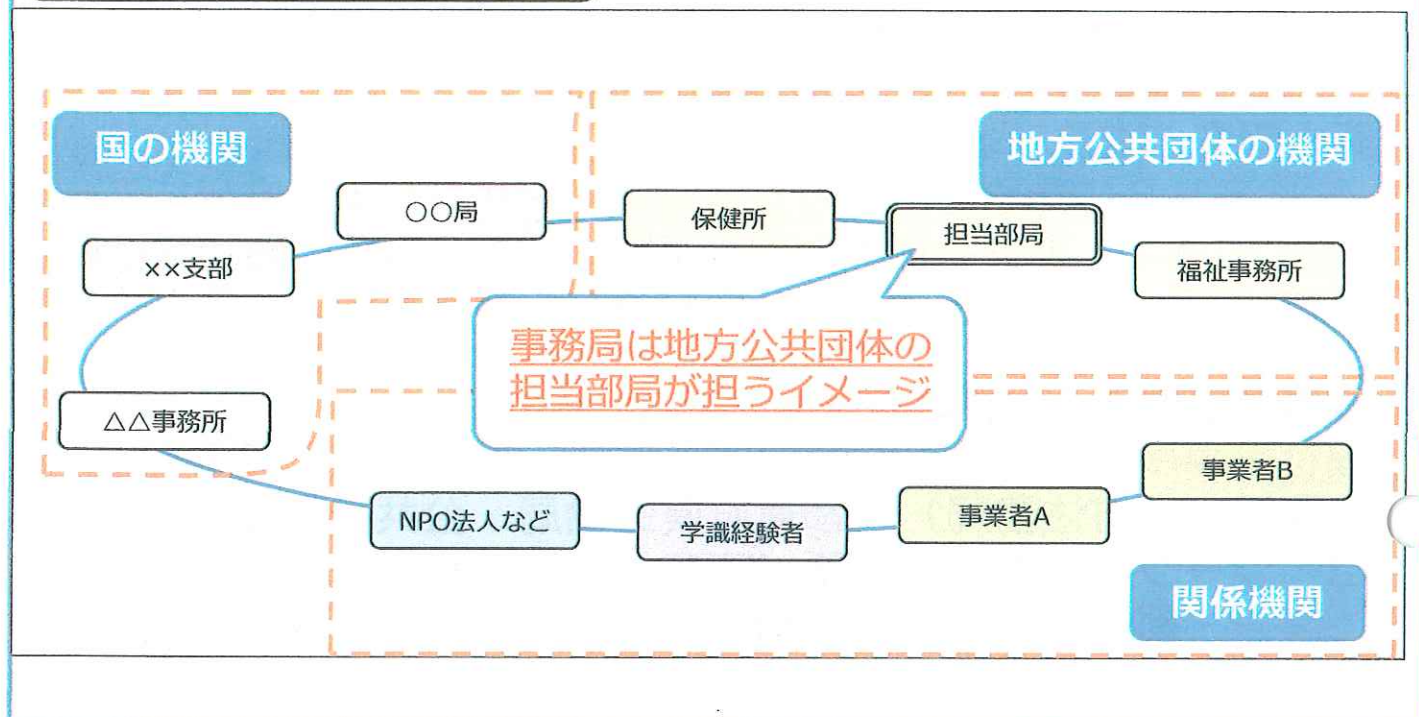
そのため、国や地方公共団体の機関（関係機関）が「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することにより、地域において障害者差別に関する相談や争いごとの防止や解決などを推進するためのネットワークを構築することが重要

協議会を通じて、いわゆる「制度の谷間」や「相談のたらいまわし」などが生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図る（協議会設置は各地方公共団体の判断（任意設置））

18

障害者差別解消法の概要・15（地域協議会）

協議会組織・運営のイメージ



19

国会附帯決議【重要部分の抜粋】

衆議院・その1

- 一 (略) 権利条約締結に関する決議（締結済み）
- 二 (略) 基本方針早期作成に関する決議（策定済み）
- 三 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
- 四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。

20

国会附帯決議【重要部分の抜粋】

衆議院・その2

五 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

六 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

21

国会附帯決議【重要部分の抜粋】

衆議院・その3

七 ・ ・ 障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。 ・ ・ 民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。 本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。

八 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

22

国会附帯決議【重要部分の抜粋】

参議院・その1

- 一 (略) 権利条約締結に関する決議 (締結済み)
- 二 (略) 基本方針早期作成に関する決議 (策定済み)
- 三 (略) 衆議院と同内容
- 四 (略) 衆議院と同内容
- 五 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。
- 六 (略) 衆議院と同内容
- 七 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。

23

国会附帯決議【重要部分の抜粋】

参議院・その2

- 八 (略) 衆議院と同内容
- 九 (略) 衆議院と同内容
- 十 (略) 衆議院と同内容
- 十一 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ「不当な、差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。
- 一二 ・ ・ 国の ・ ・ 情報の収集、整理及び提供 ・ ・ においては、 ・ ・ 地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。

24